

保健医療圏

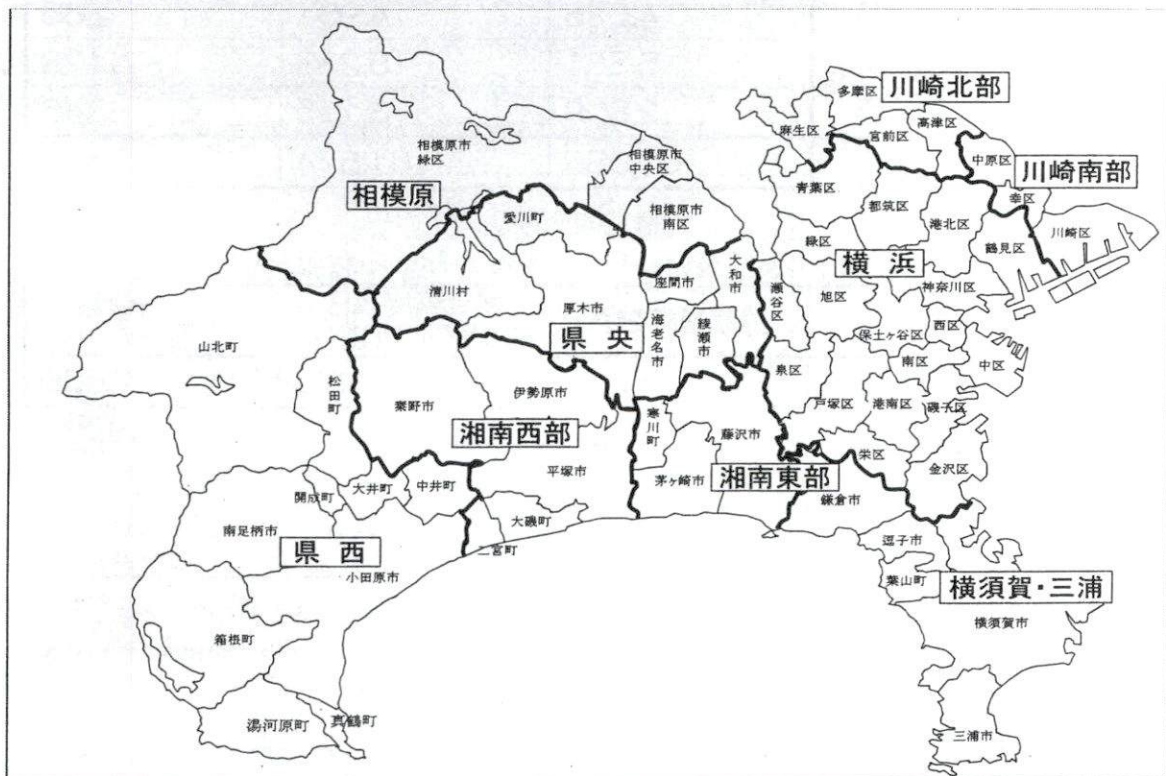
- ◆ 健康づくりから疾病の予防、治療、社会復帰までの総合的な保健医療体制を整備するための地域単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定します。

一次保健医療圏

- 地域住民に密着した健康相談などの保健医療福祉サービスと日常の健康管理やかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局等による初期医療や在宅医療を提供していくための最も基礎的な地域単位として、市区町村を区域としています。

二次保健医療圏

- 一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉の連携した総合的な取り組みを行うために市区町村域を超えて設定する圏域です。
- 県内の二次保健医療圏は、次の市町村で構成される9圏域です。



三次保健医療圏

- 高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域で、県全域を範囲としています。

医療従事者の確保・養成

- ◆ 医師・看護師・歯科医師・薬剤師等の医療従事者について、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療間の偏在への対応を進めます。また、高齢化により生じる多様なニーズに対応できる人材を育成します。

<医師>

- 産科や小児科など特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組むとともに、地域医療支援センター等を通じ、医師の県内定着を図ります。

<看護職員>

- 不足している就業看護職員を増やすため、「看護師等の養成確保」、「離職防止と再就業促進」に取り組めます。

<歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者>

- 急速な高齢化に伴う保健・医療・福祉サービスの需要の増加に対応していくため、人材の計画的な育成・確保・定着を図ります。

地域医療構想

- ◆ 団塊の世代が高齢者となる2025年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取り組みの方向性を示す「神奈川県地域医療構想」を平成28年10月策定し、本計画に位置付けました。

<基本方針>

- 地域医療構想では、県全体や県内の9つの構想区域（＝二次保健医療圏）における2025年に向けた取り組みの方向性を示しています。県や各地域では、地域の病院・診療所関係者や医療保険者などと話し合いながら、それぞれの地域で必要な病床機能の確保、在宅医療の充実、医療従事者の確保に向けた取り組みなどを推進します。
- また、未病を改善する取り組みなど、健康寿命を延ばす取り組みとも連携し、医療・介護ニーズの伸びの抑制を図ります。

<施策の方向性>

- ◆ 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制構築に向けた取り組み
- ◆ 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実に係る取り組み
- ◆ 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取り組み